

質問回答

NO.	質問	回答
1	仕様書 3（１）（２）の試料検体の総重量をそれぞれ教えて下さい。	3（１）は約11kgのプラごみを検体として使用しました。 3（２）は海洋試料自体の重量を計測していないため、回答不可です。
2	仕様書 3（１）（２）の試料はバーゼル法（国際法）で輸送禁止対象になりえますでしょうか。 (https://www.env.go.jp/recycle/yugai/law/r02basel_law02.pdf)	今回の業務では輸出入は伴わないため、バーゼル法に関連する業務ではなく、本業務の実施において必要となる事項の質問ではありませんので、回答を控えます。